

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
告 示	ページ
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (2件) ()	1
公 告	
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2

告 示

高知県告示第341号
国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から令和元年7月高知県告示第206号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が令和元年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第342号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路 線 名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字上高畑丁305番1	前	4.8 }	142
	後	7.3	

	後	13.9 }	142
		30.3	

高知県告示第343号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津野川字川口1番1から四万十市西土佐津野川字城平15番まで	前	6.0 }	135
	後	7.0 }	
		31.8	135

高知県告示第344号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 奈比賀川北
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字中洲181番6から安芸市奈比賀字ゴミ	前	6.6 }	66
	後	6.6	

ノ上180番1まで	後	}	66
		87.7	

高知県告示第345号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和元年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 久礼須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市安和字佐野2553番から須崎市安和字梅ヶ谷2545番まで	前	5.9 }	120
	後	6.2 }	
		25.6	120

高知県告示第346号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和元年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市大井字ヒシリバへ乙352番1	107	令和元年9月3日

高知県告示第347号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年9月3日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宮ノ上川北
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市井ノ口字善次屋敷乙3428番1から 安芸市井ノ口字善次屋敷乙3441番2まで	14	令和元年9月3日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（窪川2期地区農村地域防災減災事業（用水施設））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年9月3日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和元年9月3日から同年10月3日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他

この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第12号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22

条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和元年9月3日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所
 - (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号業務」という。）
 - (2) 種別
 - ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）
 - イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。）
 - (3) 実施期日
 - ア 新規取得講習
令和元年11月5日（火）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間
 - イ 追加取得講習
令和元年11月11日（月）から同月13日までの3日間
 - (4) 実施場所
吾川郡いの町天王北一丁目14番地
高知県立高知青少年の家
- 2 受講者定員
受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。
 - (1) 新規取得講習 25人
 - (2) 追加取得講習 5人
- 3 受講資格者
 - (1) 新規取得講習
受講申込み時において、最近5年間に4号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - (2) 追加取得講習
受講申込み時において、4号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)に該当するものとする。
- 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法
 - (1) 受講希望の事前申込方法
 - ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号

- LSビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。
- イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088-871-4760）により行う。
- ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。
- (2) 事前申込みの受付期間
 - ア 令和元年9月30日（月）及び同年10月1日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。
 - イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。
なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。
- (3) 受講予定者の確定方法
 - ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。
 - イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和元年10月2日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。
 - ウ 確定通知を受けた受講希望者は、高知県警備業協会において、警備員指導教育責任者講習受講希望申込確認書（以下「受講申込確認書」という。）の交付を受けること。
- 5 受講申込手続
受講申込確認書の交付を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。
 - (1) 受講申込書等の提出期間
令和元年10月8日（火）から同月10日（木）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。
なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。
 - (2) 受講申込書等の提出先
高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。
 - (3) 提出書類
 - ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの） 1通
 - イ 4号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 1通
 - ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し 1通
 - エ 受講申込確認書 1通
 - (4) 受講申込書等の提出方法

受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。

なお、郵送又は代理人による提出は、認めない。

6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法

講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得講習にあつては34,000円、追加取得講習にあつては10,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係